

(別添1)

事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 長野市東条保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	<p>・「長野市のめざす子どもの姿」として保育園及び認定こども園の共通理念が明文化されており、また、「保育所保育指針」に沿って市が運営する保育園・認定こども園共通の「教育・保育の基本方針」が定められている。長野市の豊かな自然と文化を活かした安心できる環境の中で、子どもたちが「遊び」や「生活」を通して友だち等の人間関係を築き、小学校からその先の「生きる力」の基礎を培うために、自律力、実践力、未来力、絆力を育むことなどを盛り込んでいる。当保育園でも3月末の新体制職員会を始めとした園内研修で保育理念や保育方針について資料を作成、配布し、共通理解が図れるようにしている。市から発行されている「保育・認定こども園のしおり」にも「長野市のめざす子どもの姿」や「教育・保育の基本方針」が明記されており、また、当保育園としての運営規程(重要事項説明書)や事業計画にも同じものを記載し、今年度は新型コロナ禍の影響を受け保護者等が集まる場がなかったため、写真入り掲示物や保育目標が理解できるようなお便りを配布し、保護者への周知を図っている。例年であれば「保育・認定こども園のしおり」などを基に新入園児・継続児保護者説明会、保育参加、保護者総会、学年懇談会等で絵表示や資料を使い具体的に説明している。また、「教育・保育の基本方針」にリンクした当保育園としての分かりやすい保育目標があり、園日より等に載せ、全職員が実践している。保護者へ周知するために事務室、保育室、廊下などに理念・基本方針などを張り出し、園の概要でも一般の方にも示している。更に、毎日の体操前に、園目標を園児・職員がともに声に出して唱和することで、目指す目標を意識できるようになっている。今年度の運動会の合言葉も、「やれば出来る！必ず出来る！絶対出来る！」とし、挑戦する気持ちを大切に、できた時の自己肯定感を育むように継続的・具体的な取組みをしている。理念や基本方針を組み入れた全体的な計画も年2回見直しを掛け、子どもの発達や地域の実態に合ったものとしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。 	<p>・市公立保育園全体としての方向性は「長野市子ども・子育て支援事業計画」で決められており、当保育園としての推移予測や利用率の分析についても市の担当部署である保育・幼稚園課と連携し実施しており、地元のニーズに応えている。当保育園には園長がセンター長を兼務する「地域子育て支援センター」が併設されており、今年度は新型コロナ禍のため一日4組（午前2組・午後2組）予約制とし、子どもや保護者が訪れ日常的に子育て相談に応じ、その利用者数を市保育・幼稚園課に報告している。また、市の地域発達支援会議（昨年度はコロナウイルス感染症対策でWEBで開催）に園長が出席し保健センター、療育施設等と情報交換し、更に、4ヶ月健診に主任や支援員が参加し、ゆめっこ広場（松代保健センターでの子育てサークル）、あひるっこ（若穂地区の子育てサークル）、若穂出前広場の利用者からも、情報を得て保育のニーズや潜在的利用者等を把握している。市としても「長野市子ども・子育て支援事業計画」の推進を図るために、毎年度、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において点検と評価がされており冊子として集約され市ホームページでも閲覧が可能となっている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 ■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 ■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 ■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。 	<p>・年度末に全職員により当保育園としての「自己評価」を行い「現状の洗い出し」に繋げ、設備面の修繕等については「工事・修繕要望」を作成し市の保育・幼稚園課に提出している。また、市の保育・幼稚園課の管轄で公立保育園全体の組織体制や設備の整備などの経営課題に関して取り組んでおり、課長補佐会や公立保育園の園長会、ブロック園長会等でも市担当部署から運営状況や課題などが説明され、職員会議で報告されている。当保育園でも可能なものは職員が手作りし、必要な保育教材についても他園とお互いに貸し借りし、経費の効率的な運用に努めている。職員体制についても市の保育・幼稚園課と相談しながら子どもの増減に応じ適正配置に努め、また、職員同士、お互いにフォローしながら日々の業務の効率化に取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。 ■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。 ■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。 ■ 19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。 	<p>・市としての「子ども・子育て支援事業計画」及び「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」で全体の中・長期的なビジョンが明確になっている。「長野市子ども・子育て支援事業計画」については、毎年度、その達成状況の点検と評価が数値的に行われており、「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」は5年毎に市子ども政策課により見直しが行われている。当保育園としても2021年度からの中期計画が策定されており、2016年に認定を受けた信州型自然保育(信州やまほいく)の更新と充実、福祉サービスの第三者評価の受審、長野市運動プログラムの充実、運動と遊びのプログラムの活用で運動機能の育成を図ること、幼保小連携の充実等を掲げ前向きに取り組んでいる。</p>
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。 ■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。 ■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。 ■ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。 	<p>・当保育園としての単年度の事業計画が「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」を基に策定されている。事業計画には「今年度の重点課題」として「保育内容の充実」や「安全・安心な保育の実施」、「地域の子育て支援」「職員の資質向上」などの6つの項目が掲げられ、別途、「保護者支援」や「危機管理に関する取り組み」、「実習生・職場体験・ボランティアの受け入れ」、「職員育成と研修計画」、「世代間交流事業」、「小学校との連携の計画」「子育て支援事業」等も具体的に掲げられ、実行されている。園開放や併設の地域子育て支援センターと連携した未就園児交流事業、世代間交流など、市としてそれぞれの実施計画書と報告書の様式があり、数値目標や経費、成果などの欄が設けられている。期末には正規職員が自ら業績評価を実施し、期初に立てた目標の達成状況等を踏まえ、次年度や中期の計画立案に活かしている。</p>
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 ■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 ■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 ■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 ■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。 	<p>・年度末に事業計画を振り返り、SWOT方式(Strength=強み・Weakness=弱み・Opportunity=機会・Threat=脅威等の現状分析を行う経営戦略策定方法)で課題の洗い出しを行い改善点を明確化し、職員参画の下で次年度の事業計画を作成している。また、年度初めの職員会議で園長から新たな「事業計画」について文書で説明されている。職員の一人ひとりの年度毎の業績評価でも、当園の目標に準じて、具体的な達成時期や回数等を定め、実現しやすい目標にしている。更に、市全体の園長会、主任会、保育士部会、給食部会、未就園児研修会、障がい児研修会等でも意見が集約され市としての計画に反映されている。「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に沿い、当園としての2021年度からの中期計画が策定されており、信州型自然保育(信州やまほいく)の更新と充実、第三者評価の受審等を掲げ、職員は自主研修も含めた園内外の研修会に積極的に参加し必要とされる知識や技術の習得に努めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。 ■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。 ■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 ■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。 	<p>・事業計画については4月の園だより、全体的な計画、事業計画などを年度当初に配布し、また、保護者の集まる機会に動画や写真などの映像を用いて、視覚的に保護者に周知できる工夫をしている。特に、信州やまほいくポータルサイトに自然に関わって遊んでいる子ども達を投稿することで保育士の願いや子ども達の気づきなどを定期的に伝えている。更に、事業計画に繋がる保育の場をクラス担任が文章・イラスト・写真を交え、デイリーに玄関のボードに掲示し、保護者が保育を理解しやすいように工夫をしている。園として独自の保護者アンケートを年2回実施しており、計画の実施状況についても設問として挙げ、その分析結果を保護者にもフィードバックし、また、職員会でも結果を検討し、次の課題とし改善に繋げている。</p>
4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。 ■ 34 保育の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。 ■ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 ■ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。 	<p>・当保育園としては今回の第三者評価が2回目の受審となるが、保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価も各職員が年2回実施し、また、結果を職員会で共有し課題についても検討し、改善に向けての園内研修につなげている。今年度、第三者評価を受けることにより、園自らの強みや弱みについての気づきを得て、保育の質の向上に更に取り組みようとしており、評価結果も公開される予定となっている。</p>
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 ■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。 ■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 ■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 ■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。 	<p>・当園では毎年度、業績評価及び保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価（年2回）を行っている。その結果を集計・分析し、職員会で共有しつつ、課題について検討し、園内研修につなげている。保育の質の向上を目的とし、常日頃から園長と主任が保育の現状や課題を話し合い課題解決に向けた研修を園内で実施し、動画を用いた研修を取り入れるなど、研修方法も工夫している。年度の研修計画についても職員全員で園内研修を計画し、主体的な学びとなるような研修方法にしており組織的に共通の課題に向かって取り組めるようにしている。自己評価の中での気づきや課題などについては職員会議で意見を出し合い、改善に向けて計画的に取り組んでいる。また、話し合った改善点については、市担当部署にも提出している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅱ 組織の 運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 ■ 43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。 ■ 44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 ■ 45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。 	<p>・園長は園の運営・保育方針を保護者や職員に伝え、自らの役割と責任についても明確にしている。また、新年度職員会で「事業計画」を職員に配布・説明し、自らの「業績評価」の目標等も職員に示し、業務の推進についての姿勢を周知している。市としての「組織図・事務分掌」が文書化され、園長自らの職務内容として「労務管理」、「保育所運営管理」、「事務関係」、「渉外関係」、「研修関係」について定められており、職員と協力しながら効率的な運営に取り組んでいる。更に、危機管理マニュアル（現在改定中）、各災害対応フロー、園の運営規程等に基づき有事の際の役割と責任も明確にされており、園長不在時は園長補佐としての保育主任が代行している。</p>	
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。 ■ 47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 ■ 48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 ■ 49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。 	<p>・園長は市の組織としての係長研修、管理職研修などで地方公務員法等の法令を学び、「公立保育園長の心得」、「教育・保育の手引き」、「マナーブック」等で労働基準法等の法令や労務管理について学び、職員に必要なことを伝え法令を遵守するように指導している。また、労働基準法を順守し職員の休憩や休日の確保等についても代替職員やパート職員の配置で補完している。更に、廃棄物処理法に準じて保育園で使用した廃油を処理したり、市の環境方針に沿い、印刷の際の裏紙使用、油漏れ時の防油シート設置、すだれやよしずで直射日光を避けるなど、生活環境や豊かな自然環境の保全に配慮している。</p>	
			(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 	<p>・当保育園では保育園第三者評価の内容評価項目を基にした自己評価を年2回全職員で実施し、保育の質の現状について振り返りと分析を行い、園長は職員と共に改善に向けて取り組んでいる。また、年2回実施する保護者アンケートの結果を基に改善策について職員会等で話し合い意見を集約している。昨年度から今年度にかけて新型コロナウイルス対策のため、職員にオンラインで行う保育・幼稚園課主催の研修や外部研修を探し受講を勧めている。職員の資質の向上と士気高揚のため、各職員の研修計画及び園全体で学びたい園内研修の内容についてもアンケートをとり全員で話し合い計画的に取り組み、その内容の充実を図っている。また、職員の経験値やスキル・趣味等を考慮し、各研修については分担制とし、担当の職員は自主的に研修内容を検討したり、資料を用意したりして、充実した園内研修に繋げている。園の保育目標にある「行ってみよう!やってみよう!」、「おもいっきりあそぼう!」、「育てて作っておいしく食べよう!」を具体化するために、園の「全体的な計画」についても養護、教育、食育の内容を各年齢に合わせて具体的に掲げ、年齢ごとの年間計画、月案、週日案についても主任と共に進捗状況を把握し、職員にも分かり易く助言している。</p>
						<ul style="list-style-type: none"> ■ 51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 					
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 					
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 					

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 ■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 ■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 ■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 	<p>・園長は人事、労務、財務等の視点から検証を行いつつ、運営の改善や業務の実効性を高めるために、職員と共に改善に取り組んでいる。職員の経験やスキルを考慮し、クラス担任、加配保育士、パート保育士などを適材適所に配置している。また、人事異動調査や面談を通して職員の意向を把握し、休憩時間や有給休暇の取得、残業時間の削減等についても配慮し、日々の業務が効率良く行えるようになっている。また、自ら責任者として安全推進者とともに危険個所の洗い出しと改善を推進し、衛生推進者として市として行われるストレスチェック結果の分析なども行い、職員の心身の安定も図っている。保育士からの意見や要望を把握し、必要なものについては優先順位を決めて購入し、限られた園の予算内で経費の効率的な運用に努めている。</p>
成	2	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 ■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 ■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。 ■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。 	<p>・市としての配置基準があり、保育士、調理員等の配置については市保育・幼稚園課が主管し、市公立保育園全体で正規職員、会計年度任用職員の確保が計画的に行われている。当保育園でも園として代替保育士・調理員、休憩パート職員などを確保している。また、過不足のパート職員については、市担当課が作成した共通フォルダーで各園の情報を共有することができ、各園が連携することで公立保育園内で充足し合えるシステムになっている。人材育成面では市の「保育士研修概要」に基づき、新規採用保育士についてはステップアップノートを使用しアドバイザーと指導者がつき、2年目、5年目、10年目の職員については市職員としてのスキルアップ研修が組まれている。当保育園には看護師が配置されており、担当園の職員向けの保健講座、救急法等の講師も務めている。併設の子育て支援センターには支援員が配置されている。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。 ■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。 ■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 ■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 ■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。 ■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。 	<p>・期初に「教育・保育の手引き」を活用した職員研修を行い、保育士としてどうあるべきか期待する職員像を明確にしており、保育マニュアル(未満児・幼児)にも「保育士の望ましい態度」が明記されている。新規職員採用時研修で人事基準について周知されており、職務に関する成果や貢献度等については能力評価や業績評価が用いられている。会計年度任用職員についても、正規職員と同様、年度初めと年度末に人事評価を実施し、能力や経験等が処遇に加味されるようになっている。また、会計年度任用職員にも保育の専門職としてのキャリアアップ研修が導入されている。職員は人事異動調査により園長や主任と面談し、異動調査には移動、昇進、昇格の希望を書くことができ、それらが聞き入れられるようになっている。合わせて保育・幼稚園課主催の研修により自分の将来を描くことが出来る研修体系が構築され、スキルや経験値によって各種研修に参加ができるようになっている。市の保育・幼稚園課係長による各園の労務巡回指導も年2回実施され、労働環境の改善に向けて指導をし、保育指導員も同行することで職員一人ひとりとの対話の中からスキルや人間性等を確認し、組織全体を把握している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 	<p>・労務管理の責任者は衛生推進者である園長となっており、出勤簿の管理や時間外勤務等命令簿兼勤務実績確認簿は園長と主任がダブルチェックしている。市として職員の健康と安全の確保のために安全衛生推進委員会を各園に設けており園長が委員となり安全衛生年間計画を立て、ストレスチェックや健康診断、腰痛防止策、労働安全等について対処し委員会実施記録も作成している。また、年1回ストレスチェックも行い、必要な場合は市の医務保健室の指導を受けることができる。「人事異動調書」の確認も兼ね園長との面談も行われている。福利厚生については市の福利厚生に準じており人間ドック、健康診断の受診などが実施されている。園の事業計画にも「働き方改善の取り組み」として掲げ、仕事と生活の両立という面から時間外労働の削減、休暇の計画的な取得などに取り組んでおり、育児や介護、療養休暇などの状況に応じて休暇が取得できるようになっている。福祉人材の確保、定着の観点から仕事の進捗状況を把握し、休憩パート保育士の確保、育休取得時の代替保育士を配置したり、余力ある職員に仕事を配分したりして時間外労働を削減し、定時での帰宅や休暇取得の促進を進めている。更に、休憩パート保育士に書類作成時、代替として保育を担ってもらい時間の効率化を図っている。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 ■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 	<p>・市としての「教育・保育基本方針」や「教育・保育の手引き」に保育園の職員としての期待される専門性や姿について明示されており、機会あるごとに職員は確認をしている。また、期初に市職員としての業績評価表(目標管理シート)を作成し、目標を記入後それに向けて実践し、年度末の2月に評価を行い次年度目標の策定に繋げている。業績評価表の作成に当っては目標水準、項目、目標期限などについての説明が園長から行われ明確にされている。園長・主任は第一次評価者として期の途中で職員の目標に対する進捗状況を確認し職員一人ひとりに助言をし、全体としての保育についても見つけ直し、質の向上に繋がるよう行われ明確にされている。園長・主任は、保育・幼稚園課作成の自己評価を行い、園長と課長補佐が評価し、適切な指導を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 ■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 ■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 ■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 ■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。 	<p>・市の「教育・保育基本方針」や「教育・保育の手引き」の中に求められる保育士の姿や専門性についての項目があり、また、「保育マニュアル(未満児・幼児)」からも読み取ることができる。新型コロナウイルスの中で自粛となっているものがあるが、例年であれば、市としての「長野市立幼保連携型認定こども園教職員・長野市公立保育所職員研修要領」に沿い、計画的に課長補佐会、園長会、主任会、保育士部会、障害児研修会、未満児研修会、給食部会等での研修を開催しており、その報告から必要性に合わせ園内研修を行い、職員に周知している。また、例年であれば、市の職員としての研修体系があり、新任職員研修、2年目・5年目・10年目職員研修、フルタイム1年目・5年目職員研修、主査・新任主任・新任園長・新任課長補佐研修などが実施され、研修会後のアンケートなどを基に課長補佐会や園長会などの部会で評価・見直しが掛けられている。今年度は新型コロナウイルス感染対策を行いつつ「長野市立幼保連携型認定こども園教職員・長野市公立保育所職員研修」として、新規採用保育士、2年目保育士、5年目保育士、主査研修、特別支援保育・特別支援保育リーダー育成研修、パート保育士研修、子育て支援員研修、公立こども園・保育所職員研修、救急法等が行われている。「長野市文書管理システム」があり、市の実施する研修や職員個々に必要とする外部研修については職員個々のパスワードを使い検索し、申込むことができる。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 	<p>・専門資格の取得状況については、職員からの自己申告カードや人事異動調査(職員の意向調査)などで行われている。市公立保育園としての研修体系があり、一般研修、派遣研修、職場外研修に区分され、新人職員研修はもちろん、2年目・5年目・10年目研修、保育士・主任・園長研修、未満児・障害児研修、給食部会・看護師会研修等、職種、経験、習熟度等に合わせた研修が公立保育園全体として実施されている。市職員としての研修については市担当部署より研修案内が来るため交代で参加している。また、外部研修に関する情報は回覧や情報ツール等で得ることができ、園として保育に支障がないように人員配置を行い、研修時の体制を整えている。市の実施する研修や外部研修については職員個々のパスワードを使い「長野市文書管理システム」で検索し申込むことができる。今年度は例年実施されている長野県保育研究大会や子育て塾を始めとし、感染対策上、オンラインやオンデマンド配信等の受講が多く、事務室での受講となるため、園長や主任も同席出来ることから受講職員と共有できる良さがあったという。他園への訪問保育、公開保育などについては例年通り参加し、参加した職員からの報告は職員会で رفتり、職員会ノートに記録し他の所員に伝えたりしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。 ■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。 ■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 ■ 95 指導者に対する研修を実施している。 ■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。 	<p>・当保育園としての事業計画にも「実習生の受け入れ」として明記されており、今年度新型コロナウイルスの影響をうけながらも、大学・短大・養成校側と協議し、感染対策に配慮した内容で実施している。公立保育園としての「実習生受け入れマニュアル」があり、また、実習生受け入れプログラムに沿って実習生の指導を行い、将来保育士を目指す若者の育成と指導につく保育士自らの保育を見直す機会として積極的に取り組んでいる。学校側が園を訪問しプログラムの打ち合わせを行い、実習生に事前のオリエンテーションも行い、実習のねらいや希望等を本人から聞くなどの機会を設けている。また、実習の最後には振り返りをし、実習生の疑問点等が解決できるように配慮している。市の主任会として実習指導者についての研修を開き、園内でも伝達研修をし実習生の受け入れを行っている。</p>
	3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。 ■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。 ■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。 ■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。 	<p>・市のホームページや広報紙等に予算や決算等の概要が公立保育園全体としての情報として記載されている。理念、基本方針、ビジョン等が「保育園・認定こども園のしおり」や「長野市子ども・子育て支援事業計画」に掲載されている。また、市のホームページ等に、「園紹介」として当保育園の情報を公開している。当園として年2回、保護者アンケートを取り、その結果も保護者に公表しており、第三者評価についても今年度受審し、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。保護者や地域の人々に向けて、「おひさま広場（園開放）」や保育・子育て等に関するイベントなどの印刷物を園の玄関や併設の子育て支援センターに置いたり、掲示している。今年度、新型コロナ感染予防のため、入園式や運動会、卒園式に来賓をお呼びすることが出来なかったため、運営規定、4月の園だより、事業計画、水防計画などを、区長や学校長に渡し、保育園への理解を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 212 936 300">■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 <li data-bbox="824 300 936 387">■ 103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている <li data-bbox="824 387 936 475">□ 104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 <li data-bbox="824 475 936 563">□ 105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。 	<p>・市の事務手続きや職務事務分担表により事務、経理、取引等に関するルールが職員に周知されており、それぞれが自分の役割を理解し遂行している。また、運営の透明性を図るため公立保育園として市の内部監査を2年に1回受け、また、県の監査も定期的に受け、毎年度、県に行政事務調査票を提出し適正に運営している。市として包括外部監査が取り入れられており、包括外部監査契約を締結した外部監査人が自ら特定の監査テーマを定めて財務監査を実施するものとしており、昨年度は保育・幼稚園課が該当し、公立の2園が対象となった。専門家からの意見や提案については、課を通してその内容を園長会で周知し、公立園全体で適切な事務業務や会計処理が出来るようにしている。</p>
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 595 936 683">■ 106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 <li data-bbox="824 683 936 770">■ 107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 <li data-bbox="824 770 936 858">■ 108 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 <li data-bbox="824 858 936 946">■ 109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 <li data-bbox="824 946 936 1034">■ 110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 	<p>・地域との関わり方については当保育園の事業計画や全体的な計画として文書化し、例年であれば、地区の老人会、ゆめっこ広場などと積極的な連携を図り子どもたちが地域の社会で様々な社会体験ができるようにしているが、新型コロナウイルスの影響を受け自粛ぎみとなっている。そうした中でも感染対策を施しながら例年実施している中学生の職場体験の受け入れや近くにある障がい者支援事業所・高齢者福祉施設などの利用者との交流を可能な範囲で継続している。地域を拠点としているバスケットボール、バレーボール、フットサルなどのプロチームの選手やコーチも訪れ、子どもたちと交流している。園を中心とした、公園や小学校、神社、池、川、山、城跡などのイラストと写真入りのフィールドマップがあり、天候にかかわらず午前中に散歩に出掛け、保護者を通して、地域の方の畑で遊ばせていただいたり、いちご・かりん・さくらんぼの実を収穫させていただき、また、花がたくさん咲いている庭を探検させていただいたりして、様々な経験をし地域の人々に挨拶をするなど、大人との関わりもできるようにしている。例年であれば他の保育園との交流、小学校の旗拾い・一日入学なども実施されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ■ 112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 ■ 113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ■ 114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ■ 115 学校教育への協力を行っている。 	<p>・「長野市公立保育園ボランティア実施要領(受け入れマニュアル)」があり基本姿勢が明文化されている。その中の「参加者へのお願い」に守秘義務等の注意事項を明記し、事前にオリエンテーションを行い、理解を得るようにしている。「長野市子ども・子育て支援事業計画」に「乳幼児と触れ合う機会の提供」として地域の学校教育等への協力についての姿勢が明記されており、当保育園でも新型コロナ禍の中、中学生の職場体験や短大生の実習の受け入れを行っている。例年であれば地域老人会のボランティアから野菜作りの指導を受けたり、併設の子育て支援センターで行われる読み聞かせなどにも子どもたちが参加し、また、中・高生ボランティアの受け入れも行っているが、今年度は自粛をせざる得なくなっており、新型コロナ収束後には再開する予定であるという。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 120 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 	<p>・関係機関一覧表(旧エコマップ)が作成されており、例年であれば地域支援会議、園長会、主任会、園医とのカンファレンス、幼保小連絡会等が定期的に関われ、園長または主任が出席し課題解決に向けて協働しているが、今年度はコロナウイルス感染症対策のため、地域支援会議は行われていない。当保育園には看護師の配置があり、健診の後、園医とのカンファレンスも行い、子どもたちの健康上の課題にも取り組んでいる。更に、児童相談所、市要保護児童対策地域協議会への参画から必要な児童を受け入れる可能性もあり、市福祉政策課篠ノ井分室や子育て支援課、保健センターなどと連携を取っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅱ	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 212 1576 419">■ 122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 <li data-bbox="824 419 1576 627">■ 123 （保育所） 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 <li data-bbox="824 627 1576 842">■ 124 （保育所） 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 	<p>・園長が併設の子育て支援センターのセンター長を兼務している。未就園児とその保護者の交流の場として例年であれば園内外で遊んだり、幼児と交流したりできるようにしているが、今年度は利用者を予約制で限定したり、センター内のみ利用に留めるなどの感染対策を徹底しながら、利用者の憩いの場となっている。電話での相談は、常時受け付けている。また、例年実施しているセンター主催の講演会や講習会等の開催は、感染状況を把握しながら、参加者を限定した形で開催している。事業としては縮小しつつも主任と支援センター職員が地域の保健センターに向き、4ヶ月健診で情報等の提供を行ったり、各地域の公民館で開かれる子育てサロンの出前講座などで子育て相談に乗ったりしている。例年実施されている「世代間交流」、「運動会」などの地域の様々な人々とのふれあひも自粛ぎみとなっているが、災害時には東条小学校や交番、消防団などの連携がとれるようになっている。例年であれば松代地区で行われる総合美術展、松代城址で行われるさくら祭り、松代公民館のひな祭りなどに子どもたちの作品を出品し、地域の活性化に貢献している。新型コロナ渦で、民生委員の方に保育園に来ていただく機会がないが、時折電話で具体的な地域の現状を伝達し合ったり、年度の初めに、運営規定、事業計画、全体的な計画、水防計画、4月の園だより等を郵送し、保育園の理解に繋げている。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 842 1576 954">■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。 <li data-bbox="824 954 1576 1066">■ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 <li data-bbox="824 1066 1576 1177">■ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 <li data-bbox="824 1177 1576 1289">■ 128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 <li data-bbox="824 1289 1576 1402">■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。 	<p>・併設の「子育て支援センター」での親子交流や子育て相談、「一時預かり事業」などを通じて、地域の福祉ニーズを把握している。入園式や運動会、卒園式などの行事に民生委員、児童委員を招待、園の実情も知ってもらおうと共に「地域発達支援会議」、「児童相談所」、「市福祉政策課篠ノ井分室」、「こども相談室」、「東条小学校」等と連携し多様な相談に応じる体制があり、機能があることも発信している。当園は蛭川、藤沢川、水路に挟まれた立地条件にあり、大雨時には氾濫の危険性が高まることから、避難場所の小学校、松代支所、隣接の障がい者支援事業所、区長等に水防計画を届け、有事の際の連携や協力を依頼している。また、新型コロナウイルスの関係上、会議自体が開催されず、動員は今のところないが、「第2次 松代地域 地域福祉活動計画」を策定するにあたり、園長は策定委員として東条保育園地域子育て支援センター長としての任命を受け、定められた福祉事業にとどまらず、地域の子どもの育成に関わっている。更に、地域で実施される行事の駐車場として保育園駐車場を利用していただいたり、選挙などの投票所の会場として遊戯室等の提供もしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 133 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 134 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>・「長野市がめざす子ども姿」の実現に向けた3つの視点（生活上の自立、学びの自立、精神の自立）には、子どもを尊重し生きる力の基礎を養うための姿勢が明示されている。また、長野市は「かがやく笑顔で、元気に遊ぶ、しなのキッズ」をキャッチフレーズとして、自律力、実践力、未来力、絆力等を身に付けるため、6項目からなる「教育・保育の基本方針」を掲げ実践している。当園では子どもを尊重した保育について、「保育マニュアル」「教育・保育の手引き」「全国保育士倫理要綱」や「人権・虐待に関するマニュアル（現在改定中）」等を用いて職員研修を計画・実施し、また、各クラスに理念や基本方針を掲示し、倫理綱領とともに読み合わせ、子どもを尊重した保育を実践している。昨年度は、感染予防の観点から、長野市職員向けの人権研修の資料を基に、職場研修を実施し、意見や課題をとりまとめ、課に報告をしている。当保育園では「4歳児、5歳児」対象の異年齢保育を取り入れており、自然に年上の子どもが年下の子どもを気にかけたり、遊具やおもちゃを譲るなどの姿を見ることが出来る。職員は固定的な対応をしないように「遊び方・役割」等について性差にも配慮し対応している。子どもの人権や文化の違い互いに尊重する心については保護者説明会でのプロジェクターの資料、「運営規定」「重要事項説明書」「保育園・認定こども園のしおり」「入園説明会資料」「4月の園だより」等で保護者の理解を得るようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ■ 139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。 ■ 140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 ■ 141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。 	<p>・子どものプライバシー保護や権利擁護に配慮した保育について、職員は「教育・保育の手引き」「人権・虐待に関するマニュアル」等を用いて研修を行い、保護者には「保育・認定こども園のしおり」等を使って説明し、それぞれの理解が深まるように取り組んでいる。園のトイレは幼児用、未満時用の2ヶ所あり、年齢に応じプライバシーの保護に配慮した設えで、また、職員のアイデアと工夫を取り入れ子どもの生活の場にふさわしい環境を整えている。プールや身体測定、着替え等の場面では年齢や発達状況に応じて個室使用や衝立等を使って視界を遮る等の工夫をしている。児童虐待に関するポスターを掲示し、不適切な事案の発生時には「長野市個人情報等の適正な管理などに関する指針」に基づいて対応することになっている。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ■ 143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 144 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。 ■ 145 見学等の希望に対応している。 ■ 146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。 	<p>・長野市のホームページや「利用のご案内」「保育園のしおり」で市民に紹介している。「利用のご案内」「保育園のしおり」等のパンフレットは各園や支所、市役所等の多くの人目にふれる場所におかれている。また、「保育園のしおり」は毎年園長会で見直しを行っており「ホームページ上の園紹介」の見直しは、園で行っている。信州やまほいくのサイトでも、園目標や保育園の考えを、写真や動画でわかりやすく紹介している。見学は随時受け入れ、見学希望者には園長、保育主任が対応し、相談にのったり分かりやすい説明を行ったりしている。今年度は、新型コロナウイルス感染対策上、体調の把握、検温、消毒を実施した後、室内には入らず玄関での各家庭ごとの個別対応とし丁寧説明している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 ■ 148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ■ 149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ■ 150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ■ 151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。 	<p>・基本的に入園前には個別面談を行い、疾病やアレルギー、障がいの有無等を詳細に聞き取りをしている。また、例年であれば「入園説明会、継続説明会」があり保育内容を説明しているが、前年度は新規入職者を限定して入所説明会を行った。保護者説明会が開催出来なかったため、「利用のご案内」や「保育園のしおり」、プロジェクト資料等を配布し、利用時の説明をしている。入園説明会等で使用する資料「入園のしおり」は、イラストや地図等でわかりやすい内容にまとめられており、実物のコップやタオル等の保育園で使う物を見てもらっている。保育の開始、変更等については必ず保護者に説明し同意を得て進めている。入園後は保護者を対象とした保護者アンケートを年2回実施し、また、入園後の個別面談の実施で保護者の意向を把握している。</p>
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ■ 153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ■ 154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。 	<p>・転園等の手続きは「公立園長の心得」に手順と必要書類（保育要録の写し）が記され、転園先でも子どもの保育に支障がないように定めている。また、保育所の利用が終了した後も気軽に立ち寄り、相談のできる場所として園だより（3月）等でも発信し、保護者相談窓口（事務室）があることを、園だよりや口頭で伝えている。</p>
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 155 日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。 ■ 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 ■ 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。 ■ 158 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。 ■ 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 ■ 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。 	<p>・子どもの満足度を把握するため、日々の保育場面等で子どもが見せる表情や発する言葉から日々気づきを得て活動に取れ入れている。週日案等でも保育の実践を振り返り子ども達の姿を把握し次に繋げている。また、園の目標にあるような子どもの意欲を形にするための保育環境づくりや保育士の配慮をし、自己肯定感を育む保育を目指している。連絡帳や登降園時に保護者から子どもの様子等を聞き、満足度を把握している。保護者に対して保護者アンケートの実施、行事後のアンケートの実施、新型コロナウイルスの影響で自粛となっているが例年であれば個別懇談会、クラス懇談会等で表出された意見をまとめ、課題を明確にし具体的な改善を行っている。保護者会には園の代表として園長が出席し、お互いの意見を交換し、園や保護者会の運営に活かしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 161 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ■ 163 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ■ 164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 ■ 165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ■ 166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>・苦情解決責任者は園長で、苦情受付担当者は主任保育士、第三者委員は主任児童委員とし体制を整備している。「苦情解決のしくみ」のポスターに、責任者名、受付担当者名、第三者委員名が記入されて玄関に掲示されている。入園説明会では苦情相談や苦情箱設置について説明し、園だよりにも掲載して発信している。苦情や意見の申し出があった場合には、所定の用紙に記録をとり、「苦情マニュアル」に基づいて対応し、園内で共有している。苦情や意見の内容については改善策を話し合い、保護者にもフィードバックしている。すぐフィードバックできない場合も、数日以内には返答し、必要に応じて全保護者にも周知をしている。表出された意見は申し出者の不利益にならないよう配慮をして公表し誠意を持って対応している。「相談・意見・苦情受付記録」、「苦情関係書類一式（第三者委員関連）」等の苦情関係書類は一定期間適切に保存されている。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 168 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 169 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 170 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 	<p>・保護者が意見や相談を言いやすい環境づくりの一環として、園長、主任は登降園時に園舎の入り口に立ち保護者に声を掛け、相談しやすい間柄になるように努めている。事務室に保護者が抵抗なく入室できる環境を整え、雰囲気づくりにも配慮している。4月の園だよりには「苦情解決の仕組み」や意見箱の設置のあることをお知らせしている。また、行事などのお便りを出す際に、不明点などがある場合は園長・主任に限らず、どの職員でも良いので、相談していただくようにと記している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 ■ 176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 	<p>・保護者がどの職員にも意見・相談がしやすいように、全職員ができるだけ保護者と顔馴染になるように努めている。何気ない会話から保護者の意見がくみ取れた場合も、職員間で情報共有し改善に繋がったり、行事等に反映させたりし、保護者のニーズをタイムリーに保育に反映させている。職員は保護者に明るく挨拶し、体調の変化などの情報共有を徹底し、日中の保育に安心感を持ってもらえるようにしている。「意見（要望）への対応マニュアル」には、受け付けられた意見・相談の記録の方法や報告の手順、対応策や検討等について示され、相談意見のあった場合には、誠意を持って迅速な対応ができるように周知している。また、意見箱や無記名での保護者アンケートで意見を出しやすくし、意見や要望、相談内容については職員に周知し、改善できることから行い、同じ対応ができるようにしている。アンケート結果は保護者にも配布している。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 	<p>・リスクマネジメントに関する責任者は園長で、子ども達が安全・安心で過ごせるように積極的な取り組みを行っている。職員会議では、労働安全委員会とリスクマネジメント委員会を兼ねて行い、園内で発生した事故や怪我、ヒヤリハット事例の周知、公立保育園の主任会で作成された「事故・怪我対応マニュアル」などを基に事故防止や危険への気づきを高めて再発防止に努めている。また、各園で発生した事故や怪我、ヒヤリハットは公立保育園全体で事例を共有し、リスクマネジメントに関する多くの情報を全体共有して周知徹底を図り、危険への気づきを高めている。更に、他の自治体での事例を情報共有し、自園の課題を洗い出し、同じ事故が起きないように、散歩コースの下見を必ず行い、危険個所の確認を行い、園内で情報共有できるようにしている。各クラスには「安全点検ファイル」「ヒヤリハット綴り」があり、些細な事にも目を向けて、怪我や事故にならないような対策を立てている。年間の職員研修計画にリスクマネジメントに関する研修を位置づけ、組織的な取り組みを行っている。遊具については、毎朝、園庭を見回り日常点検表を基に点検を実施し、月に1回、「安全点検表」を用いて園全体の点検も行っている。常に保育室等の環境整備を心掛け、避難訓練も毎月実施している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。 	<p>・感染症対策の責任者は園長で、管理体制が整備されている。感染症の発生時は「感染症報告一覧」に従って市の保育・幼稚園課に連絡し、必要に応じて課の保健師から保健所に連絡する等、あらかじめ連絡経路が明確になっている。子どもの安全の確保に備え、管理体制の整備や蔓延防止への理解を深めるために保護者への園だよりや保健だよりで「感染症発生のお知らせ」を発信し周知している。「公立保育園保健マニュアル」で保育園で発生する感染症の対応についてマニュアル化されており、その中の「保育園感染症対応マニュアル」を用いて理解を深め、年に1度は看護師の指導を受け正しい嘔吐時の処理方法などを学んでいる。登園時には「健康カード」の提出や手洗い消毒（食事の前、トイレの後、外遊びの後等）にはハンドソープで手洗いをしている）、換気、密集をさせないように環境を整えている。新型コロナウイルスの感染拡大防止や蔓延防止の観点から、「公立保育園保健マニュアル」の変更が急遽必要となりその都度変更を加え実践している。また、感染症の陽性者や濃厚接触者が発生した時には、園長補佐会、園長会、看護師会等と連携し指導を仰ぎ、園内に感染対策委員を配置し正しい情報把握と対策を話し合い、保護者にも安心感を持ってもらえるように正確で迅速な情報提供や衛生管理を行っている。更に、保護者にも毎日感染症情報を掲示し、対応等について知らせており、明らかな感染症が発生した時や、風邪が流行っている時は、随時保護者に連絡アプリで情報提供している。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 190 災害時の対応体制が決められている。 ■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 	<p>・災害時に子どもの安全を確保する為、市、支所や学校、駐在所、地域、消防署、保護者職員等関係者をあげて必要な対策を講じている。「危機管理マニュアル（現在マニュアル検討会議で再策定中）」が作成されており、当園としての「消防計画」「水害時の避難確保計画」があり、災害発生時の危機管理マニュアルや土砂災害に関する「避難計画」を基に毎月想定を変えた訓練（地震、火災時の通報・避難・誘導、引き渡し訓練、不審者等）を実施し、年1回は消防署の指導を受けている。また、松代支所長と区長、民生委員、学校長に水防計画を渡し、安全確保の協力を依頼している。土曜日の有事の際の避難が必要な場合は松代支所との連携をとるようになっている。園の立地や災害の影響がわかるハザードマップの掲示、水防法による避難計画と訓練、緊急時持ち出し袋の準備、食料品や水等の備蓄（市で統一されている）、懐中電灯、ラジオ、衣類、救急医療品（園毎に必要なもの）等、有事に備えて準備がされている。避難場所の東条小学校長とは時々連携をとり、連絡先交換や避難部屋の確保など、万が一に備え対策を講じており、保護者や職員とは連絡アプリで、安否確認が出来るようにしている。2021年、災害対策基本法の改定により、「避難勧告」と「避難指示」が一本化され、市の発令する避難情報が変更となり園の「避難計画」についても見直しを図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ■ 196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 ■ 197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ■ 198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 ■ 199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。 	<p>・公立保育園として標準的な保育が一定に提供されるように「未満児保育マニュアル」「幼児保育マニュアル」「未満児保育の一日」「幼児保育の一日」等として文書化し、職員の共通認識が持てるようにしている。各マニュアルには、保育手順や子どものプライバシー保護、権利擁護についての姿勢が明示されており、園内研修の場で読み合わせ理解を深めている。指導計画の実践状況や改善点は、園長と保育主任が確認しながら職員会議等で全体共有をしている。また、クラス担任は子どもの週日案・月案を作成し、主任が各クラスの保育に関わり確認、園長へ報告している。職員間でスキルの差が生じて、標準的な実施方法に問題がある場合は園内研修を行い、個人的にも職員や主任が面談し、自らの保育を振り返る機会を設けている。当園では4歳と5歳の異年齢のクラスがあり、子どもの発達や特性、ペースなどに合わせた柔軟な保育をしており、地域の環境や特性などを活かした活動に取り組んでいる。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 ■ 201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 ■ 202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 ■ 203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。 	<p>・標準的な実施方法が「保育マニュアル」として文書化されており、読み合わせ等を行い保育に生かしている。保護者アンケートや職員会議等で表出された意見等は園でまとめ、マニュアルの変更について当園としての意見を園長会等へ上げている。園長会では「保育園のしおり」を毎年、マニュアル検討会議では「第三者評価関連マニュアル」を毎年、保健師・看護師会では「公立保育園保健マニュアル」2年に1回と、部門毎に定期的な検証・見直しをする仕組みがあり機能している。検証や見直しにあたっては指導計画についても検討がされ、改善点は保育主任と園長が確認し、職員会で全体に話したり、個別に指導している。職員間でスキルの差が生じて標準的な実施方法に問題がある場合には自らの保育を振り返る機会を設け改善に努めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 204 指導計画作成の責任者を設置している。 ■ 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。 ■ 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 	<p>・園長は指導計画策定の責任者であり、「全体的な計画」に基づいた指導計画の策定から、実践状況の共有、評価、振り返りの一連を職員と共に行っている。入園前に「支給認定申請書兼利用申込書」「家庭の調べ」「緊急連絡カード」「個人情報の取り扱いについて(確認書)」等の書類においてアセスメントを実施し、入園後も必要に応じて、多職種(調理員、看護師、園医、園歯科医、保育・幼稚園課の栄養師・保健師、こども相談室・保健所・保健センター・発達相談員・福祉政策課係ノ井分室等)と連携し、アセスメントや計画策定を合議で行っている。アレルギー疾患や心身発達に特別な配慮を必要とする子の保護者とは、入園前に保育・幼稚園課の課長補佐、栄養士、保健師、園長と面談を行いアセスメントを実施している。障がい児や気になる子どもについては、個別の指導計画を作成し、実践の保育場面では「子ども育ち」や「自らの保育」等で評価し、週日案や月案に反映させている。また、特別な配慮を要する障がい児については「ここにこ園訪問」、他施設の「特別支援コーディネーター訪問」で、子どもの発達相談や支援方法のアドバイスを受ける等、適切な保育が受けられるよう取り組んでおり、その結果として、集団全体の実行機能が強化し、自分で行動する子どもに育ちつつあるなど、目に見える成果が現れている。また、障がい者や障がい児に造詣の深い講師による研修に職員が参加し、その学びを園内研修としてパート職員を含む全職員に周知し、全職員が統一した援助方法が出来るように工夫している。当園には「地域子育て支援センター」が併設されており、施設開放や育児相談等、育児に関するアドバイスや育児情報の提供を専門の子育て支援員等が行っており、より多くの職種が常に情報交換を行いながら子どもの保育に当たっている。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 	<p>・「全体的な計画」に基づき、年間指導計画は、1期(4.5月)2期(6.7.8月)3期(9.10.11.12月)4期(1.2.3.月)に区切り、期毎に評価、反省をしている。4月に「年間指導計画」を全職員で作成し、月末にクラス担任が「月の指導計画」を作成し、「保育の個別計画」は保護者との会話や個別懇談会での意向を確認してから見直し、職員会議にて周知をしている。保護者との面談を行い、子どもや保護者のニーズを把握し計画に反映させるため、PDCAのサイクルにより質の向上を継続的に進めている。月間指導計画、週日案は園長と保育主任が確認し、次の指導計画に繋げている。計画の内容、様式は園で見直し、園長会、補佐会で検討している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 217 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 218 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 219 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 220 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 221 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 ■ 222 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。 	<p>・子どもの発達状況や生活状況は市の統一様式である「家庭の調べ」や「身体発育及び健康診断の記録」、「発達の状況」などで詳細に把握でき、職員間で共有されている。また、「おたより帳」、「発達の記録」、「月案」、「週日案」、「保育の個別計画」、「個人の指導計画」、「障がいの個別指導計画」などに記録され、各期限ごとに園長や主任が確認をしている。記録内容や書き方に差異が生じないように、園長、主任を中心に個別指導や全体研修も取り入れながら、記録が適切に行われるよう取り組んでいる。職員は必要とする情報を毎週開かれる職員会で把握し、未満児の話し合い、幼時の話し合い、ケース会議やリスクマネジメント委員会などの議事録などからも得ることができるようになってきている。保育業務のICT化については、今年度中に公立保育園全園に導入される予定で、担当課を中心に、保育現場の意見を導入し反映できるように、保育業務ICT化ワーキンググループ（公立園代表で、保育主任や主査等で構成）を立ち上げ、導入を目指している。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 223 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 224 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 225 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 226 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 227 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 228 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。 	<p>・個人情報保護マニュアルには「記録の保管」について、ファイル基準表や教育・保育の手引きには「記録の保存廃棄」について、情報開示マニュアルには「情報の開示等」についてが詳細に明記され、個人情報に関する規定として定められている。紙媒体の廃棄についても長野市に届け出を行い、決められた日に収集している。園長は記録管理の責任者でもあり、適切な取り扱いや遵守ができるように「個人情報保護マニュアル」等のマニュアルを用いて教育研修を実施している。紙媒体の個人情報は施設のできる書庫に保管されている。また、保護者には年度当初の入園説明会、継続説明会等の公の場で個人情報の取り扱いについての説明を行い、確認書に署名をいただき、信州やまほいくのポータルサイトへの投稿、報道機関からの取材等には、確認書で同意を得られていない家庭の園児が映らないように配慮している。また、行事の前などには、保護者に向けてSNSなどへの投稿はしないよう伝えている。</p>